

とする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	79 (単位：免許統数)

(別紙1-2 まいわし対馬暖流系群)の第5の次に次の(別紙1-3 するめいか)、(別紙1-4 くらまぐろ(小型魚))及び(別紙1-5 くらまぐろ(大型魚))を加える。

(別紙1-3 するめいか)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

富山県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

富山県に住所又は主たる事業所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業(大臣許可漁業及び小型するめいか釣り漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第77条第1項第2号に掲げる漁業をいう。)を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲

努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	79（単位：免許統数）

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙1-4 くろまぐろ(小型魚))

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 富山県くろまぐろ(小型魚)氷見漁業協同組合(定置漁業)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。))

② 対象とする漁業

氷見漁業協同組合に所属する漁業者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する定置漁業(漁業法第60条第3項で定める定置漁業又は同条第5項で定める第二種共同漁業のうち小型定置漁業。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

② 都道府県知事から法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁

獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

2 富山県くろまぐろ（小型魚）新湊漁業協同組合（定置漁業）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

新湊漁業協同組合に所属する漁業者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

② 都道府県知事から法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

3 富山県くろまぐろ（小型魚）とやま市漁業協同組合（定置漁業）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

とやま市漁業協同組合に所属する漁業者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

② 都道府県知事から法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

4 富山県くろまぐろ（小型魚）魚津漁業協同組合（定置漁業）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

魚津漁業協同組合及び入善漁業協同組合に所属する漁業者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

② 都道府県知事から法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、

この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

5 富山県くろまぐろ(小型魚)その他漁業協同組合(定置漁業)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

朝日町漁業協同組合、くろべ漁業協同組合及び滑川漁業協同組合に所属する漁業者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

② 都道府県知事から法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

6 富山県くろまぐろ(小型魚)その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

富山県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者によるくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業(上記1~5の知事管理区分に規定する対象とする漁業を除く)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

② 都道府県知事から法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分方法は、県下漁業団体と協議の上、富山海区漁業調整委員会の意見を聴いて決める。また、県及び関係する漁業協同組合の間で協議が整った場合には、富山海区漁業調整委員会の意見を聴いて、知事管理区分間で漁獲枠を融通できることとする。

また、必要に応じ、県下漁業団体と協議のうえ、漁獲可能量の一部を本県の留保枠とする。当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、富山海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-5 くろまぐろ(大型魚))

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 富山県くろまぐろ（大型魚）氷見漁業協同組合（定置漁業）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

氷見漁業協同組合に所属する漁業者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する
定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲
量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

② 都道府県知事から法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年
度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量
が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、
この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

2 富山県くろまぐろ（大型魚）新湊漁業協同組合（定置漁業）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

新湊漁業協同組合に所属する漁業者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する
定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

- ② 都道府県知事から法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

3 富山県くろまぐろ（大型魚）その他漁業

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域

中西部太平洋条約海域

- ② 対象とする漁業

富山県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者によるくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業（上記1～2の知事管理区分に規定する対象とする漁業を除く）

- ③ 漁獲可能期間

周年

- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

- ② 都道府県知事から法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分方法は、県下漁業団体と協議の上、富山海区漁業調整委員会の意見を聴いて決める。また、県及び関係する漁業協同組合の間で協議が整った場合には、富山海区漁業調整委員会の意見を聴いて、知事管理区分間で漁獲枠を融通できることとする。

また、必要に応じ、県下漁業団体と協議のうえ、漁獲可能量の一部を本県の留保枠とする。当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、富山海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

富山県告示第186号

知事管理漁獲可能量の公表について

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条1項の規定に基づき、以下の特定水産資源に関する令和3管理年度の同項に掲げる数量を令和3年3月25日付けで以下の通り定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和3年4月5日

富山県知事 新 田 八 朗

するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第1 するめいか

- 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量
現行水準
- 2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県するめいか漁業	現行水準

第2 くろまぐろ小型魚

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

86.3トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	54.10トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	23.10トン
富山県とやま市漁業協同組合（定置漁業）	3.10トン
富山県魚津漁業協同組合（定置漁業）	2.80トン
富山県その他漁業協同組合（定置漁業）	0.60トン
富山県その他漁業	2.60トン

第3 くろまぐろ大型魚

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

14.0トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	9.15トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	2.21トン
その他漁業協同組合	2.64トン

